

学校いじめ防止基本方針

群馬県立前橋東高等学校は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のとおり定める。

1 基本的な考え方

- (1) 未然防止・早期発見・事後対応に努める。(HRや授業での生徒観察)
- (2) いじめは加害者・被害者だけの問題ではなく、集団の問題であることを再認識する。
- (3) SC・養護教諭との連携を密にする。(週1回の連絡会議を実施)
- (4) 問題発生の際には速やかに係との連携を図る。(学校いじめ対策委員会との連携)
- (5) 朝の登校時指導・昼休みの巡回指導・遅刻防止指導に努める。
- (6) 「居場所」をつくるのは教職員で、「絆」をつくるのは生徒である。
- (7) 全職員が共通理解のもと行動をする。

2 校内組織

本校は、「群馬県立前橋東高等学校いじめ対策委員会」を設置し、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応を、組織的かつ実効的に行う。

【構成員】

- (1) 委員長 校長
- (2) 委員 教頭、生徒指導主事、学年主任、生徒指導部教諭、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、また、個々の事案に応じて委員を招集する。(専門医等)

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する具体的方策

別表のとおり、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等に係る生徒への指導と具体的取組を行う。

4 教育委員会及び所轄警察署との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、所轄警察署と相談して対処する。
- (2) いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合は、直ちに所轄警察署等に通報し支援を求めるとともに、速やかに県教育委員会に報告する。

5 保護者との連携

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援やいじめを行った生徒の保護者に対する助言等を行う。また、当該いじめ事案に関する情報は、継続的かつ適切に保護者に提供する。

6 重大事態への対処

以下に掲げる事態が発生した場合は、速やかに県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会又は学校の下に組織を設け、公平・中立な調査等を行い、事実関係を明らかにするよう努める。

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより生徒が相当の期間※学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
※相当の期間とは、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記目安にかかわらず迅速に対応する。

7 その他留意事項

- (1) 日頃から、生徒一人一人の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取ろうという姿勢を持つとともに、どのようなことでも大人に相談してよいという意識を、教育活動全体を通して高める。また、学校内外の相談窓口の周知を徹底する。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。
- (3) 特に配慮が必要な生徒については、保護者等との連携の下、生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。
- (4) いじめが解消したか否かについては、以下の2つの要件をもって判断する。
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月以上継続していること。
 - ② いじめを受けた生徒がいじめに係る行為により心身の苦痛を感じてないと認められること。
- (5) インターネット上のいじめが重大な人権侵害であることを生徒に理解させるとともに、SNSに頼らない人間関係づくりへの意識を高めていけるような指導を行う。
- (6) いじめの防止等のための対策については、取組内容を定期的に点検し、改善に努める。

附則 この基本方針は、平成26年4月1日より施行する。

平成30年4月1日改訂。